

第23号議案

京都地方税機構職員定数条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構職員定数条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構職員定数条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第9号

京都地方税機構職員定数条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項の規定により、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 広域連合長の事務部局の職員の定数は、14人とする。

（定数外職員）

第3条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員及び国、他の地方公共団体等へ派遣された職員は、前条に定める定数の外に置くことができる。

（職員定数の配分）

第4条 第2条に規定する職員の定数の当該事務部局内の配分は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。